

都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条に基づく消防水利に関する協議等について

消火栓、防火水槽について

(消防水利施設の基準) 抜粋

- 開発行為等における消防水利施設の基準は消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定に消防庁が定める消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、以下のとおりとする。
- 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものとする。
- 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられているものとする。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

消防水利について

(消防庁が定める消防水利の基準) 抜粋

- 市街地準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。
- 消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。
- 大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。
- 消防水利は、以下に適合するものとする。
- 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- 消防ポンプ自動車容易に部署できること。
- 吸管投入孔のある場合は、その一边が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

申請に必要なもの

開発行為者は、次に掲げる図書を示すものとする。

- (1) 開発行為等に関する申請書
- (2) 開発行為等の位置図
- (3) 土地及び建築物の開発計画図
- (4) 消防水利施設等の配置計画図
- (5) 防火水槽設計構造図
- (6) その他必要とする図書